

産業廃棄物処理業者等に対する行政処分等の公表要領

1 目的

この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の規定に基づき、産業廃棄物処理業者、特別管理産業廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者等に対する行政処分等を実施するに当たって、当該処分の内容を明らかにすることにより、違法な処理を行う業者に産業廃棄物の処理が委託されることを未然に防止し、産業廃棄物の適正な処理の促進を図るとともに、県民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。

2 公表の対象となる行政処分等

- (1) 産業廃棄物管理票に係る勧告の不履行の公表（法第12条の6第2項）
- (2) 産業廃棄物管理票の不適正処理に係る命令（法第12条の6第3項）
- (3) 産業廃棄物処理業者に対する事業の停止命令（法第14条の3）
- (4) 産業廃棄物処理業者の許可の取消し（法第14条の3の2）
- (5) 特別管理産業廃棄物処理業者に対する事業の停止命令（法第14条の6で準用する第14条の3）又は許可の取消し（法第14条の6で準用する法第14条の3の2）
- (6) 産業廃棄物処理施設に係る改善命令又は使用停止命令（法第15条の2の7）
- (7) 産業廃棄物処理施設の設置許可の取消し（法第15条の3）
- (8) 指定区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令（法第15条の19第4項）
- (9) 産業廃棄物処理業者等に対する改善命令（法第19条の3第2号（法第17条の2第3項において準用する場合を含む。））
- (10) 産業廃棄物処理業者等に対する措置命令（法第19条の5（法第17条の2第3項において準用する場合及び法第19条の10において準用する場合を含む。）及び第19条の6）
- (11) 土地の形質の変更に関する措置命令（法第19条の11第1項）
- (12) 産業廃棄物処理施設の事故時の応急の措置命令（法第21条の2第2項）

ただし、上記(6)及び(9)の改善命令並びに(8)の変更命令については、生活環境に重大な影響を与えていない事案であって、かつ、当該行政処分等の公表を行わなくても排出事業者等が適正な処理業者に産業廃棄物の処理を委託することに支障が生じないと認められるものについては、公表を差し控えることができることとする。

3 公表する内容

- (1) 対象者の氏名又は名称（個人の場合は屋号を、法人の場合は代表者名を含む。）
- (2) 対象者の住所又は所在地
- (3) 対象者の許可の区分及び許可番号（許可業者の場合）
- (4) 処分年月日、処分の理由、処分内容及び根拠法令
- (5) 処分期間（事業の停止及び施設の使用停止命令の場合）
- (6) 履行期限（改善命令及び措置命令の場合）
- (7) 上記2の(1)、(2)、(6)及び(9)から(12)までの行政処分等がなされた場合におい

て、公表された勧告、改善命令又は措置命令に係る履行状況

4 公表方法及び公表主体

- (1) 報道機関への情報提供
- (2) 岡山県循環資源総合情報支援センターホームページへの掲載
- (3) 岡山県公報への登載

ただし、上記3の(7)に係る事項については、原則として、(2)のみの方法により公表する。

上記(1)、(2)の場合とも、対象者に処分指令書が到達したことを処分庁が確認した後（ただし、2(1)の場合を除く。）に行うものとし、(1)については処分庁が地元の報道機関（2(1)、(2)及び(10)の場合で、対象者が県外の事業者である場合には、当該事業者の住所又は所在地を管轄する都道府県・政令市の報道機関（当該都道府県・政令市の協力が得られる場合に限る。）を含む。）に対し情報提供を行い、(2)については循環型社会推進課が、速やかにホームページへの掲載を行う。また、(3)については、2(1)の場合に限り行うこととし、登載を行う予定の2週間以上前には循環型社会推進課に対して協議を行うものとする。（本庁においても公聴広報課を通じ報道機関に対し資料提供を行う。）

5 岡山県循環資源総合情報支援センターホームページでの公表の期間

行政処分等の種類	公表の期間
産業廃棄物管理票に係る勧告の不履行の公表 (2(1))	公表した日から1ヶ月間
措置命令及び改善命令 (2(2)、(6)、(9)、(10)、(11)、(12))	履行期限まで
事業の停止命令及び施設の使用停止命令 (2(3)、(5)、(6))	事業の停止期間又は使用停止期間
許可の取消し(2(4)、(5)、(7))	処分の日から5年間
指定区域内における土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令(2(8))	命令の履行を処分庁が確認した日まで
勧告、改善命令又は措置命令に係る履行状況 (3(7))	命令等の履行を処分庁が確認し、公表した日から1ヶ月間

6 施行期日

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年10月20日から施行する。

この要領は、平成21年2月25日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年12月14日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

7 適用対象

この要領は，岡山県の各県民局が行った行政処分等を対象とする。